

1. 地域包括支援センターの方針(担当圏域の特色や課題分析を踏まえて)

1. 集いの場(交流・つながり)から見守り(気づき・発見)、そして住民同士の支え合い(困りごとへの支援)へと展開させたい。
町主体のまちかど運動教室や住民主体のサロンが、①定着した地域と②立ち上げに向けて動き出そうとしている地域、③立ち上げに閉鎖的な地域とに分極化されている。しかし、②③の地域では老人クラブのランドゴルフは盛んであり、住民同士の交流やつながりはある。地域活動の継続を支援し、支え合いや助け合いの仕組みを住民と一緒に考えていく。
2. 広く認知症の理解を深めるために、認知症カフェを立ち上げる(仮称「カフェ東郷苑 はなれ」)。
認知症本人の出かける先の確保と家族の負担軽減、地域の理解を普及するために、誰でも参加できる認知症カフェを圏域の中央もしくは西部に立ち上げたい。

2. 事業別の実施内容

1. 総合相談支援業務	内容(何を、どのように)	目標値
① 実態把握	・出前講座やサロンなどの集いの場へ出向いたり、自治会や民生委員児童委員、関係機関との連携を通じて、地域の高齢者の情報収集を行う。また、必要に応じて適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行う。 ・108名のサービス未利用者及びお元気訪問者に対し、1～3ヶ月に1回は電話もしくは訪問し、継続的に関わる。	出前講座 年24回 巡回訪問 月15回 未利用者及びお元気訪問者 1～3ヶ月1回
② 総合相談支援	・速やかに相談記録を作成し、地域包括支援センター(以下「包括」という)内での情報共有を毎日行う。 ・高齢者の総合相談窓口としての役割の周知について、出前講座や集いの場にてPRしていく。 ・集いの場へ出向いて相談を受け付ける。 ・町や民生委員児童委員、自治会、関係機関との情報交換を密にし、様々な相談内容について総合的に相談できる体制を作る。	情報共有 日1回以上 巡回訪問 月15回 相談体制 随時
③地域におけるネットワークの構築	・チラシやパンフレットを作成し、集いの場や自治会、スーパー、コンビニなどに対して積極的に広報活動を行う。 ・新生委員児童委員との関係づくりの捷径として、集いの場へ出向く。勉強会を企画する。 ・多様な相談に対応するため、町や自治会、民生委員児童委員、関連機関と連携しながら支援を行う。	集いの場 8ヶ所 スーパー 2ヶ所 コンビニ 9ヶ所
④家族介護者への相談支援体制の充実	・男性介護者の集いや認知症カフェにおける相談支援を通じて、介護者の負担の軽減や具体的な困りごとへの対応を行う。 ・文化産業まつりや医療・介護フェアなど、町民が多く集まる場所でチラシ等を活用して包括の窓口の情報発信を行う。	男性介護者の集い 年12回 認知症カフェ 年24回 情報提供 随時
2. 権利擁護業務	内容(何を、どのように)	目標値
①成年後見制度の活用促進	・認知症等により、判断能力の低下がみられる高齢者に対し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を図る。 ・成年後見制度の円滑な利用にあたり、町や尾張東部権利擁護支援センターなどの関係機関との連絡調整を行う。	随時
②高齢者虐待の防止及び対応	・高齢者虐待の早期発見と防止に努め、発生が疑われるときには速やかに町や警察、関係機関と連携を図り、対応する。 ・権利侵害を防止し、早期発見につなげるため、認知症カフェやサロン、講座、研修を通して、住民や民生委員児童委員、介護支援専門員、サービス事業者などへ知識や対応策の普及啓発活動を行う。 ・職員の資質向上を図るため、外部研修を受講する。	随時 外部研修 3回/年
③困難事例への対応	高齢者及びその家族に、経済的困窮や障害、判断能力の低下など重複する課題がある場合、また、地域からの孤立や介入拒否がある場合には、複数の職員で対応する。さらに、家族や住民、町、医療職、その他関係者を交えた個別支援会議を開催して善後策を考え、支援していく。	随時
④消費者被害の防止への対応	・パンフレットやチラシを窓口を設置する他、出前講座や集いの場、認知症カフェなどにて、消費者被害に関する情報を周知し、注意を促す。また、民生委員児童委員や介護サービス事業者など、高齢者と接する機会の多い関係者から情報収集することに努める。 ・消費生活被害の相談を受けた場合は、町や警察、消費生活センターなどと連携して支援を行う。	随時
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	内容(何を、どのように)	目標値
①包括的・継続的なケア体制の構築	・家族や住民、民生委員児童委員、介護支援専門員、サービス事業者、医療職などが連携し、多職種相互の協働による包括的・継続的な支援を行える体制を整える。 ・介護支援専門員が地域資源を活用できるよう情報提供するとともに、集いの場への参加を促す。自身の目で地域資源をみてもらう。	随時
②地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用	町や北部包括、豊田東郷医療介護サポートセンターかけはし(以下「かけはし」という)などの関係機関と連携し、介護支援専門員の連絡会や研修会などに参加することにより、介護支援専門員相互の情報交換やネットワークの構築ができるよう支援する。	随時
③日常的個別指導・相談及び支援困難事例等への指導・助言	・サービス計画書の作成に関する助言や指導、サービス担当者会議への出席など、必要に応じて対応する。 ・困難事例に関しては、関係機関とも連携の上、必要に応じて同行する。	随時 (サービス担当者会議の出席は毎回)
4. 第1号介護予防支援事業	・公的サービスとインフォーマルサービスを活用したケアマネジメントを実施し、高齢者自身が地域において自立した日常生活が送れるよう支援する。 ・委託したケースについても同様の支援が行われるよう、適切に関与していく。	随時 (委託ケースは新規・更新・区変時など)
5. 在宅医療・介護連携推進事業	・電子@連絡帳(レガッタネットとうごう)を活用し、多職種と情報共有しながら、利用者への支援を行う。 ・在宅医療・介護連携推進部会やかけはしなどと連携を図り、地域全体での切れ目のない見守り体制の構築を図る。 ・多職種カンファレンスやかけはしなどが開催する研修会を通して、各職種の相互理解を深め、関係が構築できるようにする。	随時
6. 生活支援体制整備事業	・地域支え合いコーディネーターとの情報交換の機会を持つとともに、地域支え合い協議体及びコアメンバー会議に参加する。 ・担当利用者への訪問時や集いの場にて困りごとの情報収集をし、地域支え合い協議体にてその情報を提供する。 ・集いの場(交流・つながり)→見守り(気づきや発見)→住民同士の支え合い(困りごとへの支援)へと住民の意識が向くよう、出前講座や集いの場において支え合い活動の啓発を行う。	地域支え合いコーディネーターとの情報交換 年12回 協議体・コア会議 毎回 随時

7. 認知症総合支援事業	内容(何を、どのように)	目標値
①適切なサービスを提供するための関係機関との連携(運営方針の(1)、(2)、(4)、(5))	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員の活動や個別の支援を通して、地域課題の把握に努める。 ・サービス利用拒否や受診拒否などで対応が困難な場合は、包括内で協議のうえ、初期集中支援チームへつなげる。 ・連携体制の構築を推進するため、医療機関や薬局、郵便局への巡回を継続し、また、企業や飲食店などの訪問も行う。 	随時 継続巡回 年3回 企業・飲食店訪問 年10ヶ所
②認知症の人の介護者への支援(運営方針の(5)、(8))	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアパスを活用し、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスが受けられるのか、認知症の様態に応じたサービス提供の流れを説明する。 ・認知症カフェや男性介護者の集いなどを通して、認知症の方を介護している家族の相談支援を行う。 ・出前講座や集いの場において、認知症の方やその家族の支援体制についての周知を図る。 	ケアパス活用 随時 認知症カフェ 年24回 相談支援 随時
③ 認知症の理解を深めるための普及・啓発(運営方針の(1)、(3)、(6)、(7))	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の認知症の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座、認知症カフェを開催する。また、アルツハイマー月間やリフレッシュ事業、福祉実践教室などに協力する。 ・認知症支援施策検討会に出席し、認知症に関する普及・啓発や、認知症支援の取組内容の検討を行う。 	認知症講座 随時 認知症カフェ 年24回 検討会出席 年6回
8. 一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の集いの場の充実と自立支援を目的として、出前講座を実施し、高齢者の介護予防の取り組みを支援する。 ・高齢者の健康づくりや居場所づくり、社会参加を促すことにより、要介護状態を予防する「介護予防教室(お元気サロン)」を実施する。 	出前講座 年24回 お元気サロン 年24回
9. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	医療機関や介護サービス事業所、介護支援専門員、民生委員児童委員、ボランティア、地域の各サポーターなどのインフォーマルサービスを含めた地域の関係者が、それぞれの専門性を活かしながら連携できるようなネットワークの構築を図る。また、地域資源であるNPO法人、ボランティアセンター及びシルバー人材センターなどとの連携体制を整える。	随時
10. 地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ・東郷町地域ケア会議マニュアルに則って個別地域ケア会議を開催し、個別の課題の背景にある地域の課題を発見する。 ・町が主催する地域ケア会議へ出席する。 ・地域ケア会議で明らかとなった地域課題や資源開発について、地域ケア推進会議で提案を行う。 	個別会議 年6回 地域ケア会議 年6回 提案 随時
11. 指定介護予防支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の心身の状況やおかれている環境、その他の状況に応じて、公的サービスのみならず、インフォーマルサービスを活用したケアマネジメントを実施し、高齢者自身が地域において自立した日常生活が送れるよう支援する。 ・委託したケースについても同様の支援が行われるよう、適切に関与していく。 	ケアプラン作成 随時 委託管理 随時

3. 重点取組事項(自由記載)

1)について。交流・つながりから気づき・発見、困りごとへの支援の過程は、包括にとっても同様である。地域の方と馴染みの関係をつくるために、集いの場への巡回を継続する。また、民生委員児童委員との関係の構築のため、勉強会を企画したい。

2)について。カフェ東郷庵は、認知症の方とその家族(男性介護者含む)、地域住民と一緒に過ごす、まさに地域共生社会の縮図である。「カフェ東郷庵はなれ」を圏域の中央もしくは西部に立ち上げたい。立ち上げのツールとして、個別地域ケア会議を活用する。